



基本計画

■ 基本計画の構成と見方



SDGsの17のどのゴールに該当するかを示しています。

基本施策2 地域福祉の推進

【担当課】 福祉課 人権啓発課 総合施設整備課
相模東部広域連合教育委員会学校教育課・生涯学習課

この施策に該当する町の担当課を記載しています。

【現状と課題】

- ◇ 少子高齢化の流れに伴い、地域福祉を担う人材は不足しており、安心して住み慣れた地域で暮らすためには、住民相互の繋がりをもとに、見守りや助け合いによって互いに支え合う地域福祉の推進が求められています。
- ◇ 和東町では、和東町社会福祉協議会を中心に地域に密着した福祉活動を展開し、ふれあいサロンやシニアライフサポート学級等を介した交流事業や、各種講座を開催し住民の福祉意識の啓発に努めています。

和東町の現状や課題について概況を記載しています。

目指す目標像

和東という町名が示す、“和（おだやかに安心して暮らせるまち）を、束ねる（地域ぐるみで取組）”まちづくりを推進します。

この基本施策について、目指すべき方向（将来像）を記載しています。

施策の方針1 地域福祉を支えるコミュニティの育成

- 地域福祉を担う地域住民が主体となった地域づくりを実現するため、ボランティアの育成と活動を支援します。
- ◎ ひとり暮らし高齢者等、支援を要する人の見守りが身近な住民によって行われる体制を作るため、小地域ネットワークの展開を促進します。【4-2-2】
- ◎ 町のシンボルともなる多世代・多機能型の新たな交流拠点として（仮称）和東町総合保健福祉施設の整備を進めます。【4-2-1】

基本施策に関して、取組む施策の方針と主な施策の内容について記載しています。

【住民の声】

- 緊急時に要支援者に対応できる人材を育てる
- 2世代・3世代が一緒に暮らせるような支援があったら望ましい

総合戦略に紐づけられている施策には◎を付け、総合戦略の事業番号を示しています。
【例】 4-2-1
基本目標 4
基本的方向 2
具体的な事業 1

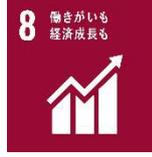
主な関連計画

- 和東町地域福祉計画
- 和東町高齢者保健福祉計画
- いのちの輝き見守りプラン〈自殺対策計画〉（令和2年3月）
- 和東町総合保健福祉施設整備基本計画（令和3年1月）

アンケート調査、住民ワークショップ、団体ヒアリング等からの意見・提案を紹介しています。

この基本施策に関連する個別・関連計画を記載しています。

■ SDGsの17の目標と自治体行政の関係（UCLG）

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいと言えます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を實現しよう</p>	<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組と言えます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出したりする等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割と言えます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用及びディーセント・ワークを推進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>

	<p>国内及び国家間の不平等を是正する</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p> <p>包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有すると言えます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>公正、平和かつ包摂的な社会を推進する</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割と言えます。</p>
	<p>持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：UCLG (United Cities and Local Governments) 「私たちのまちにとってのSDGs (持続可能な開発目標) -導入のためのガイドライン- (2018年3月版(第2版)) (自治体SDGsガイドライン検討委員会編集)」

I 子どもから高齢者までの 全ての住民が健やかに暮らせる郷

- 基本施策 1 人権尊重社会の形成
- 基本施策 2 地域福祉の推進
- 基本施策 3 保健・医療体制の充実
- 基本施策 4 子育て支援の充実
- 基本施策 5 高齢者対策の充実
- 基本施策 6 障がい者支援の充実



基本施策 1 人権尊重社会の形成

【担当課】 人権啓発課 相楽東部広域連合教育委員会学校教育課・生涯学習課

〔現状と課題〕

- ◇ 人権とは、全ての人生まれながらに持ち、人間らしく生きるため必要な、誰からも侵されることのない基本的権利です。一人ひとりが人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できる人権感覚の豊かな地域社会を創っていくことが求められています。
- ◇ 和束町では、全ての住民があらゆる機会を捉えて人権を学び、考え、誰もがお互いの人権を尊重しあえる心を持てるように、部落問題をはじめ、子ども、女性、高齢者など、様々な人権啓発活動に取り組んできました。
- ◇ 住民の人権意識は高まってきましたが、私たちを取り巻く社会情勢や生活環境が目まぐるしく変化する中、インターネットやSNSを利用した人権侵害、LGBTなど性的少数者への偏見や差別、また、新型コロナウイルス感染症の拡大を発端として感染者や医療従事者等に対する差別が広がりました。
- ◇ 「部落差別解消推進法」等の人権三法が目指す差別のない社会の実現に向けて、「和束町人権教育・啓発推進計画」を指針として、住民一人ひとりの人権意識を高めていく取組が必要です。

目指す目標像

豊かで平和な社会を築き、住民一人ひとりが人権意識を高め、個人の尊厳と人権が確立される社会を実現するため、今後も教育・啓発の推進や相談等の多様な施策を進めていきます。

施策の方針 1 人権尊重のための教育、啓発の推進

- 人権問題の実態、原因を正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮し、あらゆる機会や場を通じた人権教育・啓発活動を行います。
- 子どもたちが発達段階に応じて人権尊重についての理解と認識を深め、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、関係機関等と連携を図りながら、学校での人権教育を推進していきます。
(※広域連合事業)
- ◎ 人権ふれあいセンターや公民館等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めます。【3-1-6】

施策の方針2 男女共同参画社会の実現

- 学校や地域での学習機会の提供を促進するとともに、関係機関と連携した事業所への啓発や被害者の相談・支援を適切に行います。(※広域連合事業含む)
- 行政機関等での各種委員や様々な分野での女性の参画を促すなど、女性の能力発揮を進めていきます。

施策の方針3 人権侵害の実態把握と相談・支援

- 地域で発生する人権侵害の実態を把握し解決に向けて取組むため、住民調査等を実施します。
- 人権ふれあいセンターにおいて、差別、児童虐待、いじめ、DV等のあらゆる人権相談に応じるとともに、関係機関等と連携した問題解決に取り組めます。

主な関連計画

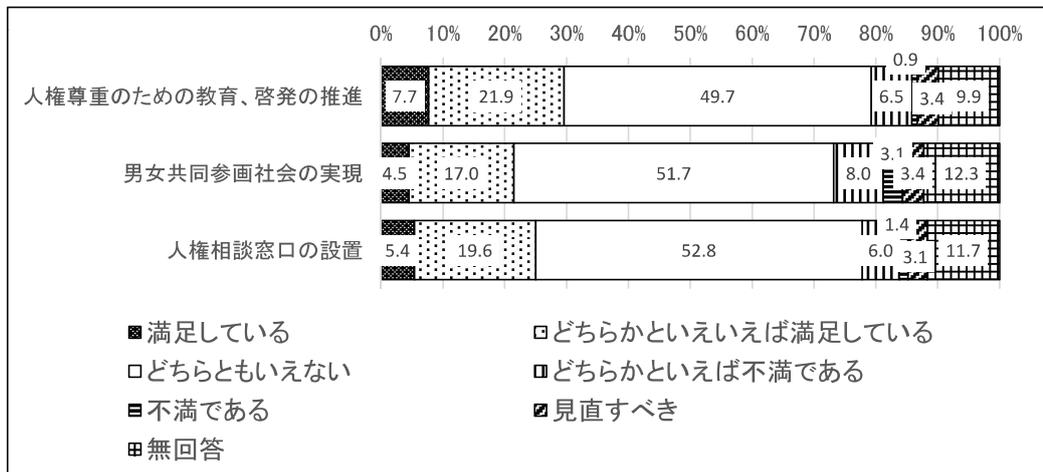
和東町人権教育・啓発推進計画（2次）（平成29年3月）

和東町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（令和3年4月）



コラム

住民アンケート調査からみる人権問題については、必ずしも満足度は高くありません。



(和東町まちづくりアンケート調査より 令和2年6月)



基本施策2 地域福祉の推進

【担当課】 福祉課 人権啓発課 総合施設整備課
和楽東部広域連合教育委員会学校教育課・生涯学習課

〔現状と課題〕

- ◇ 少子高齢化の流れに伴い、地域福祉を担う人材は不足しており、安心して住み慣れた地域で暮らすためには、住民相互の繋がりをもとに、見守りや助け合いによって互いに支え合う地域福祉の推進が求められています。
- ◇ 和東町では、和東町社会福祉協議会を中心に地域に密着した福祉活動を展開し、ふれあいサロンやシニアライフサポート学級等を介した交流事業や、各種講座を開催し住民の福祉意識の啓発に努めています。
- ◇ 地域福祉を支えていく主体は住民一人ひとりであり、またボランティア組織や各区等での人的なネットワークであることを改めて認識し、行政がバックアップしながら、子どもから大人まで福祉に携わる人材として活躍できるよう、福祉の輪を広げていくことが必要です。
- ◇ 今後とも、和東町社会福祉協議会が中心となり地域住民や関係団体等と連携した取組を推進するとともに、令和6年度に整備予定の「(仮称)和東町総合保健福祉施設」を活かした、福祉の好循環と新たなまちづくりが必要です。

目指す目標像

和東という町名が示す、“和（おだやかに安心して暮らせるまち）を、東ねる（地域ぐるみで取組）”まちづくりを推進します。

施策の方針1 地域福祉を支えるコミュニティの育成

- 地域福祉を担う地域住民が主体となった地域づくりを実現するため、ボランティアの育成と活動を支援します。
- ◎ ひとり暮らし高齢者等、支援を要する人の見守りが身近な住民によって行われる体制を作るため、小地域ネットワークの展開を促進します。【4-2-2】
- ◎ 町のシンボルともなる多世代・多機能型の新たな交流拠点として（仮称）和東町総合保健福祉施設の整備を進めます。【4-2-1】

施策の方針2 和東町社会福祉協議会の充実

- 地域に密着した活動拠点である和東町社会福祉協議会への支援を強化し、地域福祉のコーディネート機能の強化を図ります。

施策の方針3 福祉教育の推進

- 住民の福祉に対する意識を高めるため、学校教育や生涯学習の場など、様々な機会を捉えた福祉意識の啓発に努めます。(※広域連合事業含む)

施策の方針4 高齢社会の担い手の育成

- 福祉分野への就業や転業を目指す人へ、研修機会などの情報提供等、支援体制の充実を図ります。
- 大学や専門学校と連携し、福祉の学習フィールドとして活用できる仕組みづくりを検討します。

【住民の声】

- 緊急時に要支援者に対応できる人材を育てる
- 2世代・3世代が一緒に暮らせるような支援があったら望ましい

主な関連計画

地域福祉計画（平成29年3月）

和東町第9次高齢者保健福祉計画（令和3年3月）

いのちの輝き見守りプラン<自殺対策計画>（令和2年3月）

和東町総合保健福祉施設整備基本計画（令和3年1月）



コラム

社会福祉センター、国保診療所の老朽化に伴い、総合的な保健・福祉施設の拠点整備が計画されています。





基本施策3 保健・医療体制の充実

【担当課】 福祉課 国保診療所 税住民課 総合施設整備課

〔現状と課題〕

- ◇ 誰もが生涯を通じて健康であるために、自分の健康は自分で守るという意識のもと、住民自ら健康づくりや介護予防に取り組めるように、支援体制を整えておくことが大切です。
- ◇ 和束町では、特定健診等のデータをもとに医療的な支援の必要な住民へのアプローチに努めています。また、国保診療所では、地域医療支援病院である京都山城総合医療センターとの協定に基づき医師の派遣を受け、検診や一時医療に対応してきました。
- ◇ しかしながら、施設の老朽化への対応は喫緊の課題であり、あわせて町内をはじめ近隣の医療機関とのさらなる連携強化の必要性もあります。
- ◇ 今後とも、医療環境のさらなる整備・充実に努め、住民の健康管理体制を充実していくことが求められています。

目指す目標像

（仮称）総合保健福祉施設の整備により、保健・医療・福祉のワンストップステーションとしての拠点づくりを目指します。

施策の方針1 保健福祉の総合データベースの構築と活用

- 住民の各種検診データをシステムで一元的に管理し、適切な健康指導に活用し、住民の健康づくりを推進します。

施策の方針2 生活習慣病の予防

- ◎ 各種保健事業の推進や健康づくりに関する広報の充実による、健康づくりに関する啓発や指導の強化、特定健診等の促進を図っていきます。【4-3-3】
- 勤労者が受診しやすい環境づくりや、フォローが必要な住民の個別指導の強化と各種健（検）診の充実を図っていきます。
- ふれあいサロンの活用など、住民の健康づくり活動への支援の強化と充実を図っていきます。

施策の方針3 地域医療体制の充実

◎ 国保診療所と社会福祉センターを総合的な保健医療の中核施設として統合し建替えるとともに、京都府や京都山城総合医療センターとの連携により引き続き医療従事者確保に努めます。

【4-2-1・4-3-2】

○ 救急医療の多様化と専門性に対応するための、京都山城総合医療センターや近隣の医療機関との連携強化を図ります。

施策の方針4 保健・医療・福祉の一体的な提供体制の整備

○ 各種事業の充実に必要な保健師等の人材確保に努めます。

○ 地域包括支援センターが中心となり、保健所、医師会及び社会福祉協議会等、関係機関との連携を強化し保健医療福祉が一体となったサービスが提供できるよう、体制づくりを進めます。

◎ 住民に親しみやすく利用しやすいワンストップサービスの拠点として、(仮称)総合保健福祉施設の整備を進めます。【4-2-1】

【住民の声】

○ 医療、福祉がしっかりしたまちになってほしい

○ 救急車が遅い・到達しにくい

主な関連計画

和束町データヘルス計画（平成31年3月）

和束町総合保健福祉施設整備基本計画（令和3年1月）



基本施策4 子育て支援の充実

【担当課】 福祉課 総務課 和東保育園 人権啓発課
相楽東部広域連合教育委員会学校教育課・生涯学習課

〔現状と課題〕

- ◇ 子どもは地域の財産であり、子育て環境の充実は若い世代の地域定着の視点からも重要な対策となります。
- ◇ 和東町では、これまでも様々な子育て支援施策を行ってきており、就学前では、第3子以降の保育料無償化に加え、令和元年度10月から3歳以上の幼児の保育料無償化、0～2歳児の非課税世帯の保育料無償化などの経済的負担の軽減を図るとともに、令和2年には子育て世代包括支援センターを設置し、相談体制の強化に取り組むなど、全国的にみても先進的な取組を行っています。また、就学後については、相楽東部広域連合において、地域社会と行政が一体となった「人づくり」を進めるため、保護者の負担軽減を図り、教育環境の向上を目指す子育て支援施策として、平成30年度から給食費、修学旅行費の無償化、令和元年度からは、校外活動費の全額補助などに取り組んでいます。
- ◇ しかしながら、少子化の流れは加速しており、子育て世代が安心して働くことができ、子育てもできる体制づくりを、地域ぐるみで構築していく必要があります。
- ◇ 今後とも、よりきめ細やかな子育てニーズへの対応を図っていくことが求められています。

目指す目標像

“子育てするなら和東町”といわれるように、子どもたちが元気にいきいきと育ち、全ての住民が安心して子育てができ、地域社会全体で子育てをあたたく見守るまちを目指します。

施策の方針1 子ども・子育て支援の推進

- ◎ 子育て支援センターを子育て拠点として位置づけ、子育て支援に関する相談や情報提供の充実に努めます。【3-1-1】
- ◎ 令和2年3月に設置された子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠・出産・育児への切れ目ない支援を実施します。【3-1-1・3-1-4】
- 学校や保育園との連携の他、乳幼児期から思春期までの発達に応じた食育に関する指導体制の強化として、子育てクッキング教室や地産地消と郷土の食に関する学習機会を設けます。
- ◎ 0歳から18歳までの医療費助成や保育料の減免を継続するとともに、出産後も安心して子育てできるよう支援を拡充します。【3-1-7・3-1-8】

施策の方針2 親と子が共に学び育つ環境づくり

- ◎ 保育園、小学校、中学校の連携のもと、ICTを活用した授業やALTによる外国語習得などを含め、年齢に応じた教育・体験による総合的な学びの場と機会づくりを推進します。(※広域連合事業含む)
【3-2-4】
- いきいきこども館事業や放課後子ども教室実施などとともに、学童保育とも連携を図りながら、家庭と地域の教育力向上に努めます。
- ◎ ふれあいサロンの活用や子どもの居場所づくりなど、住民の子育て支援活動に取り組みます。
【3-1-2・3-1-5・3-1-6】

施策の方針3 全ての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくり

- 通学路の安全確保やチャイルドシート利用啓発など、子どもの交通安全確保に関する活動を推進します。
- 「こども110番の家」や防犯パトロールの実施による、子どもを事件や災害の被害から守るための活動を強化します。
- 子どもたちの集いの場の整備やスクールカウンセラーによるいじめ対策の充実など、子どもたちの健全な遊び・学びの環境づくりを支援します。(※広域連合事業含む)

施策の方針4 多様な子育て家庭を支援する専門的な取組の充実

- 児童の虐待防止対策の充実のため、子育て支援センターや要保護児童対策地域協議会を中心とした、相談体制や学習機会の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。
- 障がいのある児童や配慮が必要な子どもへの支援のため、福祉医療費の他、保育園・小学校・中学校・教育委員会・保健師等の関係機関が連携した支援に取り組みます。(※広域連合事業含む)
- ◎ ひとり親家庭や多子世帯等に対し経済的支援のみならず、保護者に対する就業対策など生活全般にわたる支援強化に努めます。【3-1-3・3-1-7】
- 京都府「脱ひきこもり支援センター」との連携を強化し、ひきこもり状態にある方と、その家族へのきめ細やかな相談に応じるため、体制の確立・充実を図ります。また、小・中学校や地元の民生児童委員等と連携し、ひきこもり状態の児童生徒や家族等に対して早期にアプローチし、実態に即して一体的な支援に取り組みます。

【住民の声】

- 子ども数は少ないが、子育て支援は非常に手厚いと感じている
- 親が安心して働けるような子どもの見守り体制の充実を望む

主な関連計画

第2期和束町子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）
第2次和束町地産地消推進計画（平成30年3月）



基本施策5 高齢者対策の充実

【担当課】福祉課

〔現状と課題〕

- ◇ 今後さらに高齢化が進み介護需要度の増加が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指し、住民・事業者・行政が協働した取組が必要です。
- ◇ 和東町では、社会福祉協議会やボランティアを中心に様々な介護予防事業や生活支援サービスに取り組んでいます。
- ◇ しかしながら、高齢化率は46%を超え、介護予防とともに要介護者に対するサービス需要はますます増加することが想定されます。
- ◇ 今後とも、介護予防の充実とともに、自立した高齢者の生活を支え、必要な人への介護サービスが提供できる体制づくりがさらに求められています。

目指す目標像

いつまでも、安心と生きがいに満ちた生活が送れる、支え合いの茶源郷を目指します。

施策の方針1 支え合いの仕組みづくり

- ◎ 地域包括ケアシステムの中心となる地域包括支援センターにおいて、高齢者等の健康・生活・保健・医療・福祉等、包括的な支援に取り組めます。【4-2-2】
- ◎ 地域における住民同士の繋がりや支え合いの仕組みを強化するため、自治会、民生委員、ボランティア等と一体となった、連携・支援強化の仕組みづくりを推進します。【4-2-2】
- ◎ 高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、在宅医療・介護サービスの一体的提供体制づくりや、かかりつけ医の普及・啓発に努めます。【4-2-2】
- ◎ 身近な地域で、悩みや困りごと、サービス等に関する相談が行えるよう、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会の他、関係機関・団体との連携強化に努めます。【4-2-2】
- 就労を通じた生きがいづくりを支援するため、各種団体に働きかけ、就労の機会の確保に努めます。

施策の方針2 健康づくり・介護予防の推進

- ◎ 老人クラブやふれあいサロンの他、高齢者の豊かな経験や知識・技能を活かせる場や機会をつくり積極的な社会参加を促進します。【3-1-6】
- ◎ 高齢者の介護予防や社会参加とともに、子どもや若者の学びの場づくりになることを狙いとし、保育園や学校、あるいは生涯学習活動を介した、世代を超えた様々な交流機会の創出に努めます。【3-1-6・4-2-3】

- 健康寿命の延伸に向けて、自らの生活習慣を見直し健康的な生活が維持できるよう、関係機関と住民が一体になった健康づくりを推進します。
- 新型コロナウイルス感染症のみならず、高齢者にとってリスクが高い感染症に対し、正しい知識を持って予防対策が実践できるよう働きかけるとともに、関係機関と一体となったまん延防止対策に努めます。

施策の方針3 高齢者への多様な支援の充実

- 今後増加が予想される認知症の予防、早期診断・早期対応の対策や、認知症に対する人材養成や徘徊SOSネットワークといった、地域ぐるみでの対策を進めます。
- 高齢者の尊厳と権利を守るため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進に努めます。
- ◎ 普段の生活が快適に安全に過ごせるよう、ハード・ソフト両面の多様な生活支援サービスの提供に努めます。【4-2-2・4-2-3】
- 高齢者本人のみならず、家族介護者等に対する生活支援を充実します。

施策の方針4 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- 利用者が自らの身体状況等に応じた自立支援・重度化防止に必要なサービスを選択できるよう、住民ニーズの把握や、サービスの周知・充実に努めます。

施策の方針5 介護保険事業の充実

- 要介護者の状況に応じ、居宅サービス、施設サービスが適切に利用できるように、サービス提供基盤の確保に努めます。
- 介護サービスの質の向上を図るため、ケアマネージャーや介護職員への情報提供や研修体制の強化に努めます。
- サービス利用者の適切なサービス利用確保と介護給付費や介護保険料の抑制のために、要介護認定の適正化や縦覧点検・医療情報との突合といった、介護給付適正化の取組を強化します。

【住民の声】

- 高齢者と子どもたちの交流の場や機会がもっと増えればいい
- 老後は団地に住みたい（町の中心部で便利なところ）

主な関連計画

和束町第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画（令和3年3月）



基本施策6 障がい者支援の充実

【担当課】 福祉課 総務課 税住民課 相楽東部広域連合教育委員会学校教育課・生涯学習課

〔現状と課題〕

- ◇ 障がいの有無に関わらず、誰もが個人の尊厳が重んじられ、社会のあらゆる分野に参加する機会が提供される必要があります。
- ◇ 和東町及び相楽東部広域連合では、バリアフリーのまちづくりや就労支援に取り組むとともに、障がい児教育については特別支援学級を中心に特別支援教育を推進しています。
- ◇ しかしながら、様々な障がい者を支えるマンパワーが必ずしも十分とは言えない状況にあります。
- ◇ 障がい者が可能な限り地域で自立して暮らせるよう、支援体制を充実していくことが求められます。

目指す目標像

障がいがあっても地域全体で支え合い、ともに豊かに安心して過ごせるまちを目指します。

施策の方針1 支え合いの実現に向けた支援の推進

- 障がい者や障がい者福祉のことを住民がより理解するために、意識啓発・広報活動の充実や、障がいのある人とない人の日常的な交流・ふれあいの一層の拡大に努めます。
- 障がい者スポーツ振興の機運が高まっており、スポーツ・レクリエーションや芸術・文化・余暇活動への積極的な参加を促進します。
- 地域共生社会の実現に向けて、障がい者を支援するボランティア活動とともに、障がい者も可能な範囲で支える側になれるよう、障がい者のボランティア活動への参加を促進します。

施策の方針2 障がい者の特性・ニーズを踏まえた支援の推進

- 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・早期対応に繋がるよう、各種健診やリハビリテーションの充実といった健康・保健事業の推進とともに、家族への各種支援の強化を図ります。
- 障がいや発達の違いで支援が必要な幼児を可能な限り受け入れる体制確保のため、就学前教育・保育、小中学校における特別支援教育、さらには生涯学習の充実等、年齢に応じた教育・育成環境の充実を図ります。（※広域連合事業含む）
- 働く意欲や能力を持った障がい者の一般就労に向けて、ハローワークをはじめ近隣市町村との連携の中、障がい者雇用を促進していきます。

施策の方針3 安心して暮らせる地域づくりの推進

- 「バリアフリー新法」や「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設等のバリアフリー化とともに、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れたまちづくりを推進します。
- 障がい者がより安全で快適な場所で生活できるよう、一人ひとりの状況を踏まえた相談に応じます。
- 障がい者を事故や被害から守るため、危険な個所への交通安全施設の整備や、警察等の関係機関や各種関係団体との連携のもと安全体制の充実に努めます。

施策の方針4 サービス提供基盤の整備

- 「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正」に伴う新たな制度の周知と、公平で透明性のあるサービス提供体制の整備を進めます。
- 各種サービスや権利擁護などについて、身近な地域で気軽に相談できる体制づくりに努めます。
- サービス提供事業者への研修や利用者のモニター制度等によるサービスの質の向上と、各種課題に柔軟に対応できるよう社会福祉協議会、教育委員会等と連携したネットワーク体制の確立を目指します。

【住民の声】

- 空き家を活用したグループホームがあればいい
- 障がい者には、障がいの状況や内容に即したきめ細やかな対応をしてほしい

主な関連計画

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（令和3年3月）
和束町障がい者活躍推進計画（令和2年12月）

数値目標

目標指標 (K P I)	現状値 (2019 年度)	目標値 (2026 年度)	紐づけられる (基本施策)
企業・職場・学校での人権啓発事業	3 回	6 回	基本施策 1 人権尊重
審議会などにおける女性委員 の割合	15.5%	40.0%	基本施策 1 人権尊重
ボランティア団体登録者数	86 人	94 人	基本施策 2 地域福祉
出生数	13 人	15 人	基本施策 4 子育て支援
低年齢保育所入所率 (0 歳児)	23%	23.5 %	基本施策 4 子育て支援
(1 歳児)	73%	73%	基本施策 4 子育て支援
(2 歳児)	91%	91%	基本施策 4 子育て支援
ふれあいサロン参加者数	1,056 人	1,100 人	基本施策 5 高齢者対策

Ⅱ 生きる力を育む教育と 生涯にわたった学びの郷

- 基本施策 1 学校教育の充実
- 基本施策 2 生涯学習の充実
- 基本施策 3 国内外の交流と国際化への対応
- 基本施策 4 歴史文化の保全と継承



基本施策 1 学校教育の充実

【担当課】 相楽東部広域連合教育委員会学校教育課

〔現状と課題〕

- ◇ 学校教育は、学力や健康・体力の育成を目指すとともに、生命や人権を尊重する心、他人を思いやる心等豊かな人間性を育むものでもあります。
- ◇ 和東町では、笠置町、和東町及び南山城村で相楽東部広域連合を設立し、教育委員会の設置及び運営を行っています。
- ◇ 相楽東部広域連合では、小規模校の特性を活かし地域と連携したふるさと教育の醸成、道徳教育等による豊かな人間性の育成にも取り組んできました。また質の高い教育による学力向上とともにICT教育への環境も整えてきました。
- ◇ しかし、児童生徒の減少により、学校間連携（交流学习、合同学習や小中連携授業）の重要度が増えています。
- ◇ 今後とも、小さな学校としての特色を最大限活かし、次代の地域を支え、これからの社会づくりに貢献できる児童生徒の育成に努める必要があります。

目指す目標像

児童生徒の質の高い学力、健康や体力の育成とともに、生命や人権を尊重する心、他人を思いやる心等豊かな人間性を育み、自然や歴史・茶文化の学習等により、「我がふるさとを愛する心」を育むことを目指します。

施策の方針 1 学力の充実・向上と個性や能力の伸長

- 生徒指導や中一ギャップの解消に効果のあった小・中学校の連携を深め、調和と統一のある教育内容を確認し、学力向上と希望進路の実現に繋がる指導の充実を図っていきます。
(※広域連合事業)
- ◎ 基礎・基本の確実な定着、活用力・対応力の育成、学ぶ意識や楽しさを感じられる多様な学びを推進します。(※広域連合事業) 【3-2-1】
- 課題（領域・観点等）と目標（数値化）の共有、組織による実践に努めます。(※広域連合事業)
- 少人数教育の指導方法・体制の工夫改善を進め、教育相談、進路面談や個性を伸ばす教育の充実に努めます。(※広域連合事業)
- ◎ ふるさとに愛着と誇りを持てるように町の茶業・茶文化や農業、歴史等について学び、地域の人材や資源を活用したふるさと教育の充実を図っていきます。(※広域連合事業) 【3-2-2・3-2-3】
- 国際的な視野を身につけられるよう外国語指導助手（ALT）の活用を図ります。
(※広域連合事業)

施策の方針2 豊かな人間性の育成と健康や体力の向上

- 児童生徒の健全育成を目指しながら、いじめの未然防止と不登校児童生徒への組織的・計画的な支援に努めます。(※広域連合事業)
- ◎ 恵まれた自然や地域の産業、伝統文化、人材等を積極的に活用した相楽東部(広域連合)ならではの魅力ある学校づくりを進めます。(※広域連合事業)【3-2-2】
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」等差別のない社会の実現を目指す法律を踏まえた人権学習の充実を図っていきます。(※広域連合事業)
- 児童生徒の体力向上の取組や健康増進に関する教育と食育の充実を図っていきます。(※広域連合事業)

施策の方針3 住民の信頼を高める学校づくり

- ◎ 学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」と「地域学校協働活動」の導入による学社連携の充実を図っていきます。(※広域連合事業)【3-2-5】
- 研修機会の充実による教員一人ひとりの「教師力」の向上と、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。(※広域連合事業)

施策の方針4 学校を取り巻く環境づくり

- 老朽化した学校施設・設備の改修を進めています。(※広域連合事業)
- 「相楽東部広域連合通学路交通安全プログラム」に基づいた通学路の安全確保の推進を図っていきます。(※広域連合事業)
- グラウンド等の学校施設・設備を地域住民等に開放します。(※広域連合事業)

【住民の声】

- 小さいまちだからこそできる“ユニークな子ども教育のまち”にすべき
- 教育委員会が広域連合なので、広域での取組事業があることが特徴である

基本施策2 生涯学習の充実

【担当課】 地域力推進課 相楽東部広域連合教育委員会生涯学習課

[現状と課題]

- ◇ 急激な社会経済情勢の変化とニーズや価値観の多様化が進む中で、生涯を通じて健康で文化的な生活の追及や自己実現を図ることが求められています。
- ◇ 和東町、笠置町及び南山城村により設立された相楽東部広域連合において、それぞれが有する社会教育・社会体育施設等の資産を有効に活用することで、3町村が人的交流を深め、新たな生涯学習活動が活発化してきています。
- ◇ しかしながら、事業主体においては、広域的な住民を対象とするため、実施する側、参加する側ともに人的・時間的ロスや物理的ロスが発生するデメリットがあります。
- ◇ 今後もこうした活動を支援し、「いつでも、どこでも、誰もが楽しく学習できる」環境づくりを積極的に整備推進し、また子どもを育てる社会環境を構築し、「社会の絆」を活かした豊かな地域社会の形成を推進することが必要です。

目指す目標像

生涯にわたり多様な学習活動を主体的に行える環境整備と人材育成を目指すとともに、社会教育関係団体等との連携や協働参画、生涯を通じて年齢や体力等環境に応じたスポーツの機会があるまちを目指します。

施策の方針1 生涯学習拠点の整備

- 広く住民へのアプローチの促進を図りながら、3町村それぞれが有する施設の相互活用等による生涯学習活動の拠点整備に努め、その活動成果の発表等の鑑賞の場を提供します。
(※広域連合事業含む)

施策の方針2 生涯学習プログラムの充実

- 3町村の広域的な住民の交流による地域の活性化に繋がる多様な生涯学習機会を提供するための学習内容・場所、受講体制の充実に努め、情報の周知の徹底を図ります。
(※広域連合事業)
- 人材バンクの設置等、地域の指導者の確保と生涯学習ボランティアの育成を図り、生涯学習の振興に努めます。(※広域連合事業)

施策の方針3 学習リーダーの育成と自主運営への支援

- 住民の自主的な生涯学習活動に対する支援及びリーダー人材の発掘、育成に努めます。
(※広域連合事業含む)

施策の方針4 家庭や地域社会の教育力の向上

- 放課後子どもプランを推進し、社会奉仕体験活動や自然体験活動等、学校外活動の充実と家庭・地域・学校の連携強化に努めていきます。(※広域連合事業含む)
- ◎ 和束地域学校協働本部と各校のコミュニティ・スクール(学校運営協議会)との密接な連携のもと、子どもを守り育てる環境づくりを図ります。(※広域連合事業)【3-1-5】

施策の方針5 生涯スポーツの振興

- 誰もが心身ともに健康な生活を送ることができるようなスポーツ機会の提供に努めます。
(※広域連合事業含む)
- 地域の特色あるスポーツ活動を推進する団体の育成に努めます。(※広域連合事業含む)
- 地域スポーツによる地域の活性化と人材育成を図るとともに、学校との連携によるスポーツ振興に取り組めます。(※広域連合事業含む)
- ライフステージやライフスタイルに応じたスポーツを实践できる活動支援と環境整備に取り組めます。
(※広域連合事業含む)
- 子どもから高齢者まで誰もが、身近でスポーツに親しめるよう、既存スポーツ施設の改修等と必要な人材の確保に努めます。(※広域連合事業含む)

【住民の声】

- 町民運動会を復活させる
- B & Gの料金を下げてもっと使いやすくしてもらいたい



基本施策3 国内外の交流と国際化への対応

【担当課】 総務課 地域力推進課 農村振興課 相楽東部広域連合教育委員会生涯学習課

〔現状と課題〕

- ◇ 国内のみならず国際的な交流はこれからの潮流であり、世界に目をむけた展開が求められます。
- ◇ 和束町では、茶摘み体験やトレッキングなど交流人口拡大を目指した取組、またそれに対応するための外国言語の習得機会を設け、積極的なインバウンド対策にも取り組んできました。
- ◇ しかしながら、まちの活性化には豊かな自然・文化・歴史を活かしながら、さらに都市住民や外国人との交流を深め、町民自らは和束町の文化の再認識、国際化への対応が必要です。
- ◇ 今後とも、催し内容の充実・発展を図り、和束町でしか体験できない交流活動の展開が必要です。

目指す目標像

和束町の文化を世界に発信するとともに、茶業や茶文化の発信と「和束茶」の知名度を上げ、交流のまちづくりを目指します。

施策の方針1 国際交流体験への支援

- 国際的な視野を身につける社会教育の場での外国語指導助手（ALT）の活用を図ります。（※広域連合事業）
- 国際化に対応するため、語学学習講座を活用した国際理解と異文化交流による体験を支援します。（※広域連合事業含む）
- 留学やホームステイなどの国際交流体験により、他国の知識を深めながら、日本の生活文化について再認識する機会の創出を支援します。

施策の方針2 茶をテーマにした交流事業推進

- ◎ 和束町の茶業や茶文化を活かし、本町を訪れた人が癒しを感じ元気になれる、茶をテーマにした交流事業の推進を図ります。【2-1-7】
- ◎ 茶文化や歴史等の他、お茶の生業景観に関する情報を発信し、和束茶の地域ブランドを確立することで、交流人口のさらなる拡大を図ります。【2-1-4・2-1-8】

施策の方針3 農村体験の機会や場所づくり

- 田園回帰の時代の中で、農村と都市との交流の推進による関係人口の増加を図るため、農村体験の場
所創出を支援します。



コラム

和東町の最大のイベントで、毎年開催さ
れている「茶源郷まつり」

<茶源郷まつり>



茶源郷和東PR大使による音楽イベント

<茶源郷和東PR大使による茶畑コンサート>



(町ホームページより)

基本施策4 歴史文化の保全と継承

【担当課】 地域力推進課 相楽東部広域連合教育委員会生涯学習課・町史編さん室

[現状と課題]

- ◇ 歴史・文化は時代を紡いで生まれ継承されてきたものであり、大切な共有財産として次代に継承していけるよう、その保全と活用を図る必要があります。
- ◇ 和束町では、歴史講座、古文書講座、展示会等の実施、報告書の発刊等により、住民が町の歴史を知る機会を提供し、また未指定文化財のリスト化などに取組んできました。
- ◇ しかしながら、歴史文化財の保護に関わる施策では未実施もあり、必ずしも計画通りの取組には至っていない面もあります。
- ◇ 今後とも、和束町史編さん事業を活用しながら、相楽東部広域連合の所管とする生涯学習や学校教育の場だけでなく、観光等多くの機会を通じて和束の魅力を再発見できる環境整備が求められます。

目指す目標像

歴史文化遺産を通じて、和束町への誇りと郷土愛を育み、伝統と歴史を学び、次世代に伝えるまちを目指します。

施策の方針1 町の歴史の学習及び整理と体系化

- ◎ ふるさと歴史講座や展示会の開催等により和束町の自然、歴史、文化を学習する機会の充実を図ります。(※広域連合事業) 【3-2-3】
- ◎ 地域のガイドボランティアの育成を推進します。(※広域連合事業含む) 【2-1-14】
- 和束町の歴史文化を後世に伝承していけるよう、情報の収集・整理と体系化に努め、住民の興味や関心を高めながら、町史編さん事業を推進します。(※広域連合事業)
- 住民自らが“故郷を知る”運動として、さらに、移住者や町外の方にも和束や周辺地域の良さを知っていただく方策として、相楽3町村に広げた、「ふるさと巡りツアー」の定期開催を検討します。

施策の方針2 歴史文化財の保護

- 文化財を活用した地域活性化の歴史文化遺産の現状確認とデータベース化を進め、保存・展示場所の確保に努めます。(※広域連合事業)
- 重要歴史文化財の相楽東部広域連合指定文化財への指定を推進します。(※広域連合事業)

施策の方針3 文化的景観と重要伝統的建造物群の保存計画の策定

- 生業景観を将来へと継承するための文化的景観の選定調査と保存計画を策定します。

【住民の声】

- 歴史と文化に対して住民が興味を持つような資料館や図書館が必要

主な関連計画

和束町景観形成計画（平成28年6月）



コラム

和束町には、多くの歴史・文化的遺産が残されています。

<「多宝塔」(1298年)=重文>



(町ホームページより)

<「石造宝篋印塔」(1300年)=重文>



(和束町活性化センターホームページより)

<「弥勒磨崖仏」(1300年)>



数値目標

目標指標 (K P I)	現状値 (2019 年度)	目標値 (2026 年度)	紐づけられる (基本施策)
スポーツ大会の開催	14 回	15 回	基本施策 2 生涯学習
語学学習講座等参加者数	123 人	150 人	基本施策 3 国内外の交流
歴史講座の開設数	4 回/年	6 回/年	基本施策 4 歴史文化

Ⅲ 自然と共生し、安心・安全な郷

- 基本施策 1 防災・防犯体制の充実
- 基本施策 2 河川環境の整備
- 基本施策 3 上・下水道の整備
- 基本施策 4 森林保全と治山・治水
- 基本施策 5 環境と共生した生活スタイルの確立



基本施策1 防災・防犯体制の充実

【担当課】 総務課 福祉課

〔現状と課題〕

- ◇ 住民の安全・安心を確保することは、まちづくりの基本となります。
- ◇ 和束町では、地域防災計画に基づき各種防災対策を講じ、防災マップも改定し住民への周知に努めています。また、学校や警察等関係機関との連携のもと、防犯意識の高揚や防犯活動に取り組んでいます。
- ◇ 近年、激甚化し頻発している自然災害を想定し、地域防災体制の強化と住民と連携した避難行動の円滑化が必要ですが、高齢化が進展し、若年層人口も減少しており、消防団員の確保等、自主的な防災・防犯体制の確保が困難な状況です。
- ◇ 今後、防災・防犯体制を強化するためには、住民及び関係機関との連携を密にしながら、地域ぐるみでの取組を強化していく必要があります。

目指す目標像

自然災害等に対する十分な備えを講じるとともに、複雑化する社会にも対応した子どもから高齢者まで全ての住民が安全に安心して暮らせるまちを目指します。

施策の方針1 防災体制の整備

- 「地域防災計画」に基づき、災害時の迅速な避難・救助体制の強化を推進します。
- 防災行政無線による緊急時における情報伝達システムの充実を図ります。
- 消防団の機動力を高めるとともに、消防団OB等の活用も含めた、自主防災組織の体制の強化を図ります。
- 要配慮者の支援ネットワークによる、災害時や緊急時の対策を強化します。
- 町職員の災害危機対応能力の向上及び業務上のリスクマネジメント体制を強化するため、危機管理演習等の訓練実施を検討します。

施策の方針2 災害時への備えの充実

- 防災パトロールによる危険個所の把握に努め、災害の未然防止に努めます。
- ◎ 防災マップや水害等避難行動タイムライン等を活用し、住民への防災意識向上に取り組めます。

【4-3-1】

- 未耐震の公共施設の耐震化や、木造住宅の耐震化補助を実施します。
- 消防団員の安全対策と防災用資機材及び生活資材の適正な備蓄と更新に努めます。

施策の方針3 防犯意識の高揚

- P T Aや民生委員等との連携による児童生徒の見守りや、警察と連携した防犯教室等の開催を推進します。
- 広報や各種講座等による住民の防犯意識の高揚に努めます。

施策の方針4 防犯活動の展開

- 地域ぐるみの防犯活動や、子どもの見守り活動、暴力追放運動等をより一層取組みます。
- 和東町青少年育成委員会の活動支援による、犯罪の低年齢化や青少年の非行防止活動の強化に努めます。
- 犯罪被害者や家族のための相談窓口の整備を支援します。

【住民の声】

- 家の前で遊ぶことができる安全なまちである
- 犯罪が少なく安心して住むことができる

主な関連計画

- 和東町地域防災計画（平成31年4月）
- 和東町国土強靱化地域計画（令和2年6月）
- 和東町国民保護計画（平成19年3月）



基本施策2 河川環境の整備

【担当課】 農村振興課 建設事業課

〔現状と課題〕

- ◇ 河川は生活と深く関わるとともに、地域の景観を構成する大きな要素であり、一方地域の環境状態を象徴する面も有しています。
- ◇ 和束町では京都府と連携し、森林環境を守るための間伐事業や和束川の浚渫とともに、河川環境を守るための下水道、合併浄化槽の普及やボランティア活動と連携した川の清掃活動に取り組んでいます。
- ◇ しかしながら、山林の荒廃による保水能力の低下や、急傾斜地での崩壊の恐れもみられています。
- ◇ 今後とも、森林の保全とともに、河川の環境を守るため、住民・事業所等と一体となった環境対策に取り組んでいく必要があります。

目指す目標像

きれいな河川環境の保全のために、住民・事業所等が一体となり、誰もがきれいな河川に親しめる空間の創出を目指します。

施策の方針1 森林の保水機能の整備

- 山林の保水能力を維持し、河川水量を保つため、人工林の保育及び広葉樹林への転換に対する支援を行います。

施策の方針2 水害の防止

- 国土強靱化計画に基づき、緊急浚渫事業などを活用した河川疎通能力の向上を促進します。

施策の方針3 水質の改善

- 河川の水質を改善するため、茶畑の減肥など、環境にやさしい農業を推進します。
- 公共下水道の接続促進に努めるとともに、浄化槽普及の促進を図ります。

施策の方針4 河川環境の整備

- 町のシンボルである和束川の環境を保全し、河川に親しめる空間づくりのため、散策路の整備や清掃などボランティア等と協力した環境整備の促進に努めます。
- 子どもたちの環境学習の場として、森林、茶畑、河川環境についての学習機会づくりを推進します。

【住民の声】

- 豊かな森林や清流は自慢できる

主な関連計画

和束町国土強靱化地域計画（令和2年6月）



コラム

「木津川を美しくする会」が昭和48年に木津川沿線の自治体で構成され、50年に近い活動が展開されています。



（木津川を美しくする会ホームページより）



基本施策3 上・下水道の整備

【担当課】 建設事業課 農村振興課

〔現状と課題〕

- ◇ 水道水の安定供給や下水道の整備は、住民が安全・安心に暮らすための日常生活のライフラインとして大きな役割を担っています。
- ◇ 和東町では、公共下水道への接続促進、合併浄化槽設置への支援などに取組んでいます。
- ◇ しかしながら、施設の老朽化が進んでいるところや、下水道本管への接続が進まないところ、あるいは浄化槽の設置が十分ではないところが見受けられます。
- ◇ 今後とも、きれいで豊富な水資源を維持するためには、水の循環システムだけでなく、私たち一人ひとりが節水に努め、川を汚さないなど、自然を大切にする生活を心がけていく必要があります。

目指す目標像

安全でおいしい水の確保と、きれいな水環境を創りあげていくため、住民の誰もが環境との共生意識を持ったまちづくりを進めます。

施策の方針1 水道施設の改良と管理

- 簡易水道の水質管理の継続とともに、西和東地域水源内の老朽配管の整備を促進します。

施策の方針2 水道事業の健全な運営

- 簡易水道事業の健全な運営のために、料金改定や企業会計等の導入を進めます。

施策の方針3 公共下水道事業の推進

- 共用を開始した地区に対して、未接続世帯の下水道本管への接続を促進します。

施策の方針4 浄化槽の普及促進

- 合併浄化槽の設置の推進と支援を継続し、水洗化の普及に努め、住み良い環境づくりを進めます。

【住民の声】

- 下水道完了地区は 100%接続を推奨すべき

主な関連計画

和束町簡易水道事業戦略（平成 29 年 3 月）

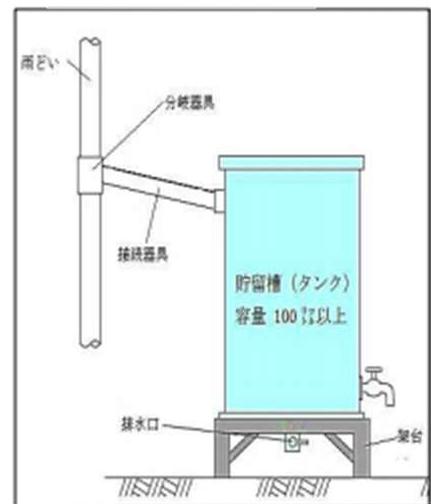
下水道整備全体計画（平成 16 年 3 月）



コラム

町では、雨水の有効活用のために、雨水貯留施設整備に関して補助制度を設けています。

<雨水貯留施設>



(町ホームページより)



基本施策4 森林保全と治山・治水

【担当課】 農村振興課 建設事業課

〔現状と課題〕

- ◇ 森林は、水源かん養、自然災害の防止、水質の浄化、多様な生物種の保護等の効用に加え、地球温暖化対策の面からも重要な役割を果たしています。
- ◇ 和束町では、森林の間伐や保育事業に取り組むとともに、民間企業も参画している京都モデルフォレスト運動の導入や、木材を使ったイベントへの取り組みを行っています。
- ◇ しかしながら、森を守る担い手の不足は深刻な状況であり対策が必要です。また、水源かん養や自然災害防止にも繋がる土壌の強化等について課題があります。
- ◇ 今後とも、川を守り海を育てる森の役割を果たすために、関係機関との連携のもと、森林保全に関する意識の啓発や、基盤整備を促進していく必要があります。

目指す目標像

和束町を形成する背景として貴重な自然財産であり、また、人々の暮らしを災害から守る森として、森林環境保全の取組を進めます。

施策の方針1 森林保育に対する支援の充実

- 森林保全を図るため、間伐等の森林保育事業について、京都モデルフォレスト運動の積極的な受け入れを継続します。
- 森林保育に対する補助事業等、和束町森林組合に対する支援の充実に努めます。
- 森林環境譲与税を活用し、森林所有者への適切な森林管理による森林機能の向上を促進します。
- 豊かな森を育てる府民税交付金を活用し、京都府内産木材製品の導入等、森林資源の利用を促進します。
- 原木しいたけ等、林産物の振興を図ります。

施策の方針2 治山・治水事業の推進

- 荒廃森林の整備のため、地籍調査等による所有者の確定に努めます。
- 山地崩壊や土砂流出を防止するため、山地崩壊危険個所の改修事業を推進します。

施策の方針3 林業活性化への支援

- 次世代を担う青少年をはじめ広く、森林の大切さを認識してもらうための契機づくりとなる普及啓発活動に関係機関・団体が連携して取組み、緑化意識の高揚・森林の利用促進に努めます。
- 間伐材の加工品等への有効活用について、各種セミナーの開催やイベント等を通じた普及活動に努めます。

【住民の声】

- 自然環境のすばらしさがまちの財産である



コラム

森林は、地球温暖化の上からも重要な役割を担うとともに、山で生まれた水が川を経て、海の豊かな環境を守ることに繋がっています。

< 鷲峰山 >



(町ホームページより)



基本施策5 環境と共生した生活スタイルの確立

【担当課】 農村振興課 相楽東部広域連合環境課

〔現状と課題〕

- ◇ 地球温暖化の問題に象徴されるように、環境問題は地球レベルの喫緊の課題でもあり、住民一人ひとりに課せられたテーマでもあります。
- ◇ 和束町では、電動式ごみ処理機やコンポストの導入等、ごみの堆肥化や減量化に取組み、資源ごみのリサイクルや環境美化とともに、ボランティアによる清掃やパトロール活動を行っています。
- ◇ 和束町の美しい景観と豊かな自然環境を次世代に守り繋げていくために、住民の生活や事業者の活動を、どのように自然環境に適応したものとするかが課題です。
- ◇ 今後とも、住民・事業者とともに、一人ひとりの課題としてできるものから実践するという取組が必要となります。

目指す目標像

“環境先進地の郷”を目指し、住民の日常生活からの取組とともに、住民・事業者・行政が一体となり、まちぐるみで環境問題に取り組んでいきます。

施策の方針1 資源化・リサイクルの推進

- 省資源化・リサイクルについて、住民や事業所の理解と実践を図るとともに、多様な学習機会を設け、意識の啓発に努めます。（※広域連合事業含む）
- 区・自治会や団体が主体的に行うリサイクル活動を促進します。
- 家庭ごみの堆肥化と、有機栽培への転用による給食・配食サービスへの食材提供といった活用を促進します。

施策の方針2 環境にやさしい商品提供と消費

- J A・商工会等と連携した省資源、リサイクル型商品の提供を推進します。
- 消費者の環境に対する意識を高め、環境や健康に配慮した商品や簡易包装を志向する消費を促進します。

施策の方針3 不法投棄防止対策の強化

- 犬打峠トンネルの開通により、特に利用者数の減少が見込まれる犬打峠宇治木屋線のパトロール体制強化等により不法投棄防止に努めます。
- 住民やボランティア活動による河川等の環境美化運動を支援します。

施策の方針4 低炭素化の推進

- 「2050年までの温室効果ガス排出ゼロ」を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減、脱炭素社会実現に向けた取組を支援します。
- 廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を推進し、ごみを出さないライフスタイル及び省エネルギー推進の啓発に努めます。

施策の方針5 環境にやさしい生活の実践

- 環境に対する住民、行政、事業者の共通指針として、「環境基本計画」の策定に取り組めます。
- 学校教育、公民館活動等、あらゆる機会を捉えた、環境にやさしい生活のあり方について学ぶ場や機会づくりに努めます。

【住民の声】

- ごみを家庭で焼くことは色々問題を引き起こしており、自己管理の徹底を望む

主な関連計画

第9期和東町分別収集計画（令和元年6月）

数値目標

目標指標 (K P I)	現状値 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)	紐づけられる (基本施策)
子ども見守り隊活動を実施する地区数	15 地区	15 地区	基本施策 1 防災・防犯体制
公共下水道への接続	74%	80%	基本施策 3 上・下水道
森林環境等の学習会参加者数	—	50 人	基本施策 4 森林保全
ごみの年間排出量の減量	137 t	140 t	基本施策 5 環境共生の生活
低公害車の導入	18 台	25 台	基本施策 5 環境共生の生活